

平成 27 年度第 3 回平塚市廃棄物対策審議会議事録

日 時	平成 27 年 8 月 25 日 (火) 15 時 00 分から 16 時 30 分まで
場 所	本庁舎 6 階 619 会議室
出席委員 (8 名)	藤野会長、陶山副会長、金子委員、椎野委員、中谷委員、伊藤委員、宮本委員、厚見委員
事務局 (9 名)	循環型社会推進課長、資源循環担当長、収集・分別推進担当長、施設整備・広域担当長、リサイクルプラザ担当長、破砕処理場担当長、上家主査、香川主任、宮田主任
傍聴者 (0 名)	なし

【開 会】

会議に先立ち、委員 11 名中、8 名出席のため、「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則」第 5 条の規定により審議会の成立を確認する。

(会長) 挨拶

【審 議】

(事務局)

これより進行は会長をお願いします。

(会長)

それでは、早速ですが、議題「(1) 一般廃棄物の処理手数料等の改定等について」、事務局から答申案の説明があればお願いします。

(事務局)

説明に入る前に資料の確認をさせていただきます。事前に配布させていただきました資料は、

議題(1)関係

- ・「一般廃棄物の処理手数料等の改定等について(答申書)案」

議題(2)関係

- ・「一般廃棄物収集運搬許可業者における収集範囲の一部家庭系ごみへの拡大について」
- ・「手数料の考え方」
- ・参考:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可対象の拡大について(答申)」H27.3

議題(3)関係

- ・「一般廃棄物収集運搬業の許可基準と不利益処分」
- ・「平塚市の一般廃棄物処理計画及び条例における事業系ごみの関連記述」
- ・「一般廃棄物収集運搬許可業者に対する処分等に関するフロー図(案)」
- ・フロー図(案)の関連として、違反行為等を記述したもの
- ・参考:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 3 及び第 7 条の 4 第 2 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の取消し等について(答申)」H27.3

本配布資料

・次第

不足資料がございましたらお知らせください。

議題(1) 一般廃棄物の処理手数料等の改定等について

(事務局)

それでは、資料の「一般廃棄物の処理手数料等の改定等について(答申書)案」をご覧ください。1ページ目です。2つ目の段落に、答申書案全体の概要を記載しております。読みますと、「動物の死体」と「し尿」については、基本的に排出者には応分の負担を求めるとことや税負担の公平性を担保することを理由に、処理原価に近づけて、料金改定をすることが必要と判断した。「ごみ」については、平成24年度答申を踏まえ、新しい環境事業センターの稼働実績をもとに処理原価を算出したが、1年足らずの実績しかないことや売電収入等の処理コスト面で先行きが不透明なところがあることを理由に、一部処理手数料については、据え置きが必要と判断した。そのほかについては、先の「動物の死体」や「し尿」と同様、処理原価に近づける料金改定が必要と判断した。その上で、個別の処理手数料の考え方につきまして、「動物の死体」は、1ページから2ページにかけて、「し尿」は、2ページに「ごみ」は、2ページ下段から3ページにかけて、記載しております。また、前回の議論の中では、「動物の死体」と「ごみ」のところで、今後検討や整理が必要な意見もいただいておりますので、その点については、付帯事項として、一部記載しております。以上です。

(会長)

ご一読いただいて、付帯事項がつけてありますので、審議会としての意見が反映されているかどうか確認をいただきたいと思います。特に、付帯事項などは反映されているでしょうか。

(委員)

反映されていると思います。

(会長)

特に、内容上、問題がなければ、これを答申としたいと思いますが宜しいでしょうか。

《全委員：承認》

(会長)

ありがとうございます。それでは、今後、この答申の取扱はどうなりますか。

(事務局)

会長と日程の調整をさせていただきまして、市長へ答申書をお渡ししたいと考えております。その後、手数料改定になりますので、12月議会への上程にむけた庁内的な手続きを行い、議決されれば、来年1月の告示、4月1日の施行を予定しております。以上です。

(会長)

市民への周知はどうなりますか。

(事務局)

1月の告示がありますので、その中で行いたいと考えております。

(会長)

わかりました。次に、議題(2)の「既存の一般廃棄物収集運搬業の許可対象の拡大に伴う上乘せ基準の設定について」、議論を進めます。この議題については、昨年度、現状を踏まえた方向性を答申として、まとめました。今年度は、具体的な運用の在り方について、議論をしていきたいと思っております。それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

議題(2) 「既存の一般廃棄物収集運搬業の許可対象の拡大に伴う上乘せ基準の設定について」

(事務局)

それでは、資料の「既存の一般廃棄物収集運搬業の許可対象の拡大に伴う上乘せ基準の設定について」をご覧ください。1 ページ目をご覧ください。前年度の確認事項を黒枠の中に 4 点あげております。1 つ目。対象となるものは、家庭から排出されるごみのうち、市で回収が困難なもの。例として、「一時的に多量に排出されるごみ」「市が収集等を行っていない曜日や時間帯における大型の回収ごみ」「家の中に入ったの回収が必要なごみ」などが考えられます。2 つ目。回収を行える業者は、既に平塚市の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得しているところです。3 つ目。その許可業者のうち、今回の条件に合致した業者に限定されること。4 つ目。制度設計の議論を進めること。今年度は、そうした点を踏まえ、実際に市民の皆さんが、民間の許可業者を利用するにあたり、こういった点がポイントになるか、「情報発信」「受付」「見積」「契約」「作業」の工程ごとに、議論をお願いしたいと考えております。

次のページをお開きください。まずは、「1. 情報発信」です。ここでは、目標として「安心かつ気軽に情報を入手できる環境であること」を掲げております。実際に、市民の方が回収を依頼しようとする場合、民間業者の情報を入手することから始まります。特に、最近はホームページを利用して情報を入手する方が多いことや、国の優良産廃処理業者認定制度におきまして、ホームページ上での公表が、優良基準の 1 つとなっておりますことから、ここでは、ホームページ上での情報公開は必須の条件と考えております。例示には、ある程度、先の認定制度などを参考に記載しています。この点について、ほかに「情報発信」した方がいい内容があれば、ご意見を伺いたいと思います。

(会長)

それでは、「1. 情報発信」について、ご意見等がありますか。これは最低限必要なことという認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(会長)

どうでしょう。

(委員)

前年度の確認ということですが、大型ごみについては、家電リサイクル的なものということで、市の指定したところに運ぶのか、それとも業者が勝手に取引のあるところに運ぶのか。

(事務局)

国で指定した家電リサイクルは、国が指定した施設に運びます。

(委員)

平塚市の場合、茅ヶ崎に運んでいると思うが。

(事務局)

茅ヶ崎市内の西濃運輸と株式会社サトウは、国が指定した施設ですので、そちらに運んでいます。

(委員)

結果的にその2つに限定して運ぶということになるのか。

(事務局)

はい。

(委員)

それがほかに流れるということになると問題ということですか。

(事務局)

はい。

(委員)

業者が特定できるのだから、それはわかるということですね。

(事務局)

国が指定した施設ですが、茅ヶ崎市以外にもあることを補足します。一番、近いところは茅ヶ崎市ということ。平塚市内にはありません。それを他の認定されていない施設に持ち込むことは、許可を与えているのですから、ありえません。

(委員)

まかりとおるおそれがあるということです。

(事務局)

その時は、後程の議論にもなりますが、場合によっては許可を取消すことになると思います。

(委員)

許可の取消し等の指導ができるということですね。

(事務局)

はい。

(会長)

その他にはいかがですか。会社名は当たり前だから載せていないということですか。

(事務局)

家庭系にも広げるとなれば、該当する業者は市民にわかりやすく情報発信することが必要だと考えています。ホームページをしっかりと作っていただいて、安心して依頼できる体制を整えなければなりません。

(会長)

この情報発信の内容のところに行く前に、業者の名称があるということですね。

(事務局)

はい。ホームページ上にある業者名をクリックして、そのページを開くようなイメージです。

(事務局)

捕捉ですが、現在も事業系のごみを収集できる業者については、市のホームページからリンクして確認できるようになっておりますので、それと同じ様なかたちで、許可の拡大が決まった業者についてもご案内する予定です。

(会長)

よろしいでしょうか。次に「2. 受付」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「2. 受付」ですが、ここでは、目標として「安心かつ円滑に問い合わせができる環境であること」を掲げております。民間業者への連絡方法や、受付時の職員の対応・体制、正確かつ迅速な見積もりのお知らせが必須条件かと考えております。この点について、「受付」時に必要な条件とした方がいい内容があれば、ご意見ををお願いします。

(会長)

いかがでしょうか。よろしければ、次に「3. 見積もり」についてお願いします。

(事務局)

「3. 見積もり」です。ここでは、目標として「明確な算出根拠により見積もり請求ができる環境であること」を掲げております。料金の積算については、いくつかの要素がありますので、別紙1の「手数料の考え方」をご覧ください。基本的に廃棄物を処理する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第12項の条文を適用することになります。簡単に申し上げますと、市で定めた手数料の額に相当する額を超えた料金を徴収してはならないということです。中ほどの図をご覧ください。これは現在、大型ごみを含む臨時ごみのお金とモノの流れです。市民はごみを出そうとするとき、市役所に電話で予約したあと、処分費と収集運搬費を含むごみのシール券をコンビニなどの販売店で有料で入手します。そして、回収する品物にシールを貼付し、市が回収します。このとき、お買い求めいただくシール券の前提となっているのが、家の中に入っただけの回収は行わないこと、回収は市役所の業務時間内であること、回収を行う月曜日、水曜日、金曜日に限ることなどです。つまり、この条件下においては、この手数料の適用は受けます。今回民間許可業者にやっていたかのようにしている内容が、市が行えない臨時ごみの回収を想定していることから、処理手数料を構成する要素によっては必ずしも上限額になりません。例えば、処分費については、市の処理施設に搬入する際は、現在家庭ごみであれば、10キログラムにつき100円、事業ごみであれば、10キログラムにつき220円をお支払いいただきますが、この処分費については、許可業者が市民のごみを回収した場合も条例上の適用を受けることになります。しかしながら、

収集運搬費については、必要な人工数や車両数、夜間収集といった収集時間などによっても、市と同一の条件にはなりません。また、作業費についても、マンションや戸建ての家の中からの持ち出し、分別の手伝いなどを必要とすれば、そういったサービスを市では行っていませんので、当然、プラスして料金がかかってくると思われます。従いまして、市民の方が、民間事業者にお支払する金額の内訳については、大きく「処分費」「収集運搬費」「作業費等」が含まれますが、「処分費」以外については、業者の設定する料金となります。以上を踏まえ、ここでは、主に次の2点の審議をお願いします。

1つ目。許可業者が市民から回収したごみを市の処理施設に持ち込み、その際、支払う料金は、事業系料金なのか家庭系料金なのか。2つ目。収集運搬費と作業費は条例上の適用を受けないと判断するが、一定の積算根拠は必要になると思われます。その際、こういった点を根拠として、ホームページにその積算根拠を明記することが望ましいか。ご意見等を、宜しくお願いします。

(会長)

先に家庭系料金なのか、事業系料金なのかを確定しないと、その後につながっていかないとしますので、この点についてはいかがでしょうか。

(委員)

事業系ごみの定義を教えてください。

(事務局)

事業活動によって排出されるごみです。

(会長)

街中の料理屋とかそういったところも事業活動であれば、内容物としては家庭のものと差がないものであっても事業料金となるわけですね。

(事務局)

ですから、この場合は家庭から出るごみだと認識いただければよいのかと思うのですが。

(委員)

そうすると、これは家庭系料金になるのではと思うのですが。あえて料金をどちらかと提案する理由は何でしょう。

(事務局)

平塚市以外で家庭系ごみを許可業者が収集している市はあります。その料金の設定が半分半分で、家庭からでたものをその許可業者が代理として運んでいるとする市と、排出元は市民だが、集めるという行為が事業活動にあたりと捉える市は事業系ごみとして搬入している市がありましたので、どちらの観点に立つのが望ましいのか、今回審議会にお諮りしました。

(委員)

先ほどの説明ですと、家庭から出たごみというのが家庭系ごみ、事業活動によってできたごみが事業系ごみなので、今の説明と矛盾するのでは。運搬するのは事業活動にあたるかもしれませんが、処分費にかけるのはおかしい。

(会長)

その他にはいかがですか。

(委員)

商いをしている家庭もありますよね。

(委員)

それは事業系ですよ。

(委員)

家庭の方で処分する可能性もありますよね。行政も事業系なのか、一般ごみなのかで困っているところでしょう。

(事務局)

委員がおっしゃるように、事実そういう状況もあると思います。ですが、ルール上は店舗併用住宅で、家庭から出たものについてはごみの集積所に出して構いませんが、事業を行ったものについては、市では収集していないという話をしています。排出者がそういうルールを守らずに出していれば、それはルール違反ということになります。

(委員)

となれば、家庭ごみでいいのでは。

(会長)

家庭系ごみの処分費用と事業系ごみの処分費用は同じになっていますか。

(事務局)

家庭系は 10 キログラムにつき 100 円、事業系は 10 キログラムにつき 220 円。

(会長)

ですよ。そこで家庭系の処理が事業系と一緒にになると、今後、答申を出すときにどちらになるのでしょうか。明確に分けた方がやりやすいことはやりやすい。

(委員)

このことは前にも議論ができましたが、ルール上のことです。業者の立場も出す家庭側の立場も、ルールを変える方法があります。その辺をどうするのか、1 本化するのか、2 つにしておくのかということだと思います。家庭系ごみにしてしまう方が安い。10 キロ 100 円。しかし、事業者が集めたものも含めて家庭系とするという議論もありましたが、その場合も 100 円。毎回、議論されるのですが疑問点が残ります。先ほどのように店舗併用住んでいる方は、自分が使っている家庭ごみではあるけれども事業をやっているという位置付けで出すのか、それとも事業はやっているけれど自分の家庭から出たごみとする解釈でやるのか。その辺の線引きがむずかしい。

(会長)

市としては、どっちをとっても問題はないのでしょうか。

(事務局)

個人的には、市民の方が処理施設に運ぶところを、許可制度を用いて、本来市が行う業務を担っていただくという趣旨からすると、市民の方が納得できる料金は、やはり家庭で出したごみとして扱うことだと思います。当然、見積において処分費は説明するところになりますので、家庭系の10キログラムにつき100円ではなく、事業系の10キログラムにつき220円とすると、疑問に思われる市民の方が出てきます。市民の理解を得るには家庭系料金だと思います。

(事務局)

私も個人的には、先ほどから申し上げておりますとおり、家庭から出たものは家庭系料金、事業活動で出たものは事業系料金だと認識しています。

(会長)

むしろ事業系ごみにしてしまっている自治体の方が問題のような気がします。今の委員の意見をまとめると、事務局からも出ていましたが家庭系料金とすることでよろしいかと思いますが。

(全委員)

よい。

(会長)

市に支払う処理費用については家庭系とします。次に、収集運搬費と作業費ですが、別紙1の挿絵の下のところにあります二重線です。これをどうするか。これはホームページ上で、優良の許可業者が出すことになるものなので、業者によっては費用が違ってくると思います。企業努力とかがありますので。市民はそこで確認できますが、積算根拠といっても、なかなか難しいですね。

(事務局)

具体的な例として、裏面の[2. 収集運搬費]の検討ポイントで明記しておりますが、ホームページ上で公開する積算要素には、作業従事者数、作業時間、車両費、燃料費等のような内容が含まれてくるのかなと思っています。[3. 作業費]についても、家の中からの運びだしや雑多なごみの分別等が該当してくるのではないかと考えておりますが、それ以外にもあれば、意見をお伺いしたいというのがここでの趣旨です。

(会長)

[3. 作業費]というのは、通常の収集運搬費にプラスアルファして行うということですね。

(事務局)

はい。

(会長)

今のところ、市としては上限額をお考えですか。

(事務局)

様々な収集形態や作業形態がありますので、今のところは上限額を設けるといった考えはありません。

(会長)

いかがでしょうか。このような内容で、情報をオープンにするということであればよろしいでしょうか。

(事務局)

価格の話と絡みますが、見積もりにあたっては、しっかりと処分費はいくらで作業費はいくらというように分けるのは必要かと思います。たとえ市の処理施設で100円を徴収するといっても、そのお金が正確に市民から許可業者に渡されなければいけません。先ほど、上限は考えていないといいましたが、許可を出すにあたっては、1社だけだと、積算根拠を提示したとしても、その会社しかないことになるので、どういう設定でもできてしまいます。今の議題とは違いますが、許可を出すのであれば、2~3社に許可を与える、相見積をとらせることが可能になれば、特段その面については条件を設けなくても、市民に負担を負わせることはなくなります。市民の選択肢は与えられた方がいいと思います。

(会長)

もし、市の方でそこまでお考えであれば、許可業者に出す見積書の体裁はほぼ統一した方がいいと思います。ばらばらに出されると分かりません。ある項目については、一式の中に含まれているところもあれば、分かれているところもあるとなると、分かりにくい。大体の見積書の体裁は、市の方で示したほうがいいです。

上限額を決めないというのは少し不安です。別紙1の一番下の流れですが、家庭ごみを引き受けるとなると、許可業者を語った業者がごみを集めて、図のように現金を受け取る。その中に含まれる処分費を払わず、不法投棄してしまえば、悪質な業者のもうけになってしまいます。

事業系ごみの場合は、不法排出したごみの中から排出した企業が分かれば、法的に相当厳しいペナルティーが科せられます。家庭系ごみはそこまではっきりしていませんし、市民も許可業者と虚偽であっても言われてしまえば、お願いしてしまう可能性も大きくなります。業者は本当に現金を受け取ってしまってよいのでしょうか。ちょっと煩雑ですが、いままでどおりシール券を買って、貼って、業者はその後、市から見積もりに沿った金額をもらうとなれば、悪徳業者がとりにきてもシールをもらうだけで、現金にはなりませんので。ただ、その分、市の業務は煩雑になり、かつ、減らないことにはなるうかと思いますが。

(委員)

1つ確認ですが、この議論をしたときに、市の方と業者をどちらか選ぶことができるということだったように記憶していますが。

(事務局)

現在行っている市の粗大ごみ・臨時ごみの回収はそのままです。市に、まかせられないもの、例えば夜間や土日等の収集を必要とする方も、当然市に電話がかかってくるでしょうが、窓口において、対応可能な業者は何社で、土日等に回収する分は、ちょっと料金が上乘せになりますが、お願いすることはできますよ、安心できる業者はありますよ、といった紹介は滞りなくできると思います。

(会長)

これについては、この後の検討というか、どういうスケジュールになりますか。ここで今のような内容を全部決めて終わりということになりますか。

(事務局)

今回は審議会というかたちになりますので、細かいところまでの検討までは難しいと思っています。しかし、これから 100 近くある許可業者の中から、数社に絞り込みをかけることになりますので、こうした基準にのってこないかぎりにおいては、対象にはならないというものをつくっていかないと、この事業を進めることはできません。細かい設定基準をつくるときに、今回いただく審議内容を踏まえて、反映させていただきたいと考えています。

(会長)

今の料金の問題とか、見積もりの件とかについては、検討のときにお考えいただきたいと思います。その他、この点についてご意見はありますか。よろしいでしょうか。そうしましたら、次は[4. 契約]について、説明をお願いします。

(事務局)

[4. 契約]ですが、ここでは、目標として「民間でのやりとりを明確にし、排出者責任を明記する」ことを掲げております。民間事業者ならではのサービスの形態として、有価物が含まれていた場合の対応が 1 つは考えられます。廃棄物として処理するのではなく、リサイクル可能なものは利用する。これはごみの削減だけではなく、市民にとっては、処分費用の削減につながるかもしれません。市で行っていないサービスを含む場合は、特に契約上の明記が欠かせません。ここでは幾つかの例を示しておりますが、これ以外に明記すべき内容がないか、ご意見をいただきたいと思います。

(会長)

いかがでしょうか。収集業者が古物商の資格をとっている場合の話ですか。

(事務局)

はい。有価物の処分というかたちになりますので、古物商の資格は必要になるかなと思っております。

(会長)

回収した業者がリサイクルショップへ売るという場合は現在の法律ではできないのですか。

(事務局)

市民の方のごみとして、リサイクルショップに売るとなると、許されないと考えております。そこで契約に明記することで、後々のトラブルにならないようにするという意味合いがございます。

(会長)

個人はいいですね。

(事務局)

はい。

(事務局)

それは所有権がどこにあるのかという民法の話。廃棄物処理法は特別法なので、民法の規定に戻っていくと、所有権はどこにあるのか。先ほどの議論の中では、所有者はごみを出した市民である、だから、市民に所有権があるから、事業者に依頼したというのは、処分することを代理して頼んだという理解になります。また、市民のごみとして所有権は移転していないという視点に立つならば、事業者がリサイ

クルショップに売るということはありえません。だから行政が処分しなければならないということになると思います。

(委員)

所有者が放棄した場合はどうなるのか。

(事務局)

そうすると、先ほどの議論で事業ごみですねとなってくる。所有権を移転した場合、あなたに処分をまかせますよとなれば事業者のものになりますので、当然、事業系のごみになります。市民のものであるよということになれば、古物商に売るということはとんでもないという話になろうかと思えます。

(会長)

その他にはいかがでしょうか。

(委員)

有価物が含まれている場合、それなりのところで処分すれば、有価物は現金に代わってきます。この単価的なものが、市場原理で非常に落ちてしまって安くなったときのことが懸念されます。例えば、同じ人が出すとき、前は安くやってくれたのに、今回は有価物の単価が下がっているんで、同様のサービスはできませんよというようになる可能性も出てきます。そこを市民には分かってもらえればいいですが、どうしてという考えも起きるかもしれません。ある程度行政の方で業者を選定していければ、そんなに大きなトラブルにはならないとは思いますが。

(会長)

ちょっとややこしい要素ですね。

(委員)

仕事はトラブルがつきものなので。なるべくそういったものを削除できれば一番いい。それができないということであれば、そういったものを把握しながらやっていかなければいけない。

(事務局)

やはり、市民の皆様が安心してお願いできる体制を整える業者を許可対象としたいと考えます。あとは、市民が業者の中で、気に入ったところを選べるように。市民の方に誤解をあたえないような、説明責任が業者には求められます。

(会長)

許可業者は有価物があったときに、市民の方に処分しますが、所有権を放棄してくださいというようなことはいいけないということになりますか。

(事務局)

それは個々の契約の中で、例えば、有価物については処分していいよという代わりに、処分費なり全体の作業費を安くしていくということになろうかと思っています。

(会長)

微妙ですね。

(事務局)

具体的には現場でのやりとりになりますので、品物を見て、是非うちの会社でお金を払ってでも引き取らせてくださいというものと、家庭ごみとして処分してくださいという契約の2本立てになると思います。明確に廃棄物処理と有価物の買取というところをもって、説明責任を果たしてもらおう。また、そういった業者を選んでいくということだと思います。

(会長)

よろしいでしょうか。次をお願いします。

(事務局)

「5.作業」です。ここでは、目標として「市民のニーズに応えた回収方法と市の搬入施設における円滑なやりとり」を掲げております。作業を想定したときに、環境整備しておかなければいけないこと、ここでは、一時的な多量ごみの排出、夜間等の市の施設がやっていないときの対応を含め、積替え保管施設の確保を条件としています。また、市の施設では事業系ごみと家庭系ごみの搬入を明確に区別するため、家庭系ごみを持ち込む際は、その証明書を、先ほどの契約書の写しなどを活用しながら、確認したいと考えています。その他にも、他の家庭系ごみの積みあわせや、家電リサイクル券の発行手続きの代行なども重要な視点かと思えます。こうした点について、ご意見をいただきたいと思えます。

(会長)

いかがでしょうか。

(委員)

これもしっかりとした業者の選定ということですね。

(会長)

市が許可を出すわけですから、許可を出す方としての責任も出てくるわけですから、こういったことはしっかりやっていただきたい。では、この後はどういった流れになりますか。

(事務局)

ありがとうございました。項目ごとに、あらかた意見を出していただきましたので、内容を整理して、次回、答申案としてお示ししたいと思います。

(会長)

わかりました。次に、議題(3)の「一般廃棄物搬入条件の厳格化等に伴う不利益処分の基準の設定について」、議論を進めます。事務局から説明をお願いします。

議題(3) 「一般廃棄物搬入条件の厳格化等に伴う不利益処分の基準の設定について」

(事務局)

それでは、資料の「一般廃棄物収集運搬業の許可基準と不利益処分」をご覧ください。この表は、一般廃棄物収集運搬許可業者が許可を取得するための条件と、許可を取得した後に遵守しなければならないことを表にしたものです。表の中ほどに黒い太枠で囲った部分がございますが、これを遵守しない場

合、行政指導や行政処分の対象となっておりません。特に、許可業者は、法で規定する一般廃棄物処理基準を遵守しなければなりません。基準の中では、ごみを収集、運搬、積替え、保管する場合以外にも、市の分別の区分に従って収集運搬することが課せられております。今回の議論は、こうした基準等を満たさない場合、どの程度の処分を課していくのか、優良業者の育成を目的に、ご審議をお願いしたいと考えております。次の資料です。「平塚市の一般廃棄物処理計画及び条例における事業系ごみの関連記述」をご覧ください。大きくは「違反基準関係」と「許可業者の考え方・役割」の2点について、該当する一般廃棄物処理基本計画や実施計画、市条例をもとに整理しております。先ほどの一般廃棄物処理基準に関連した記述が、基本計画や条例にもあります。1 ページ目には、ごみの分別区分、排出禁止物、適正処理困難物の種類について記述があります。2 ページ目には「市の事業系一般廃棄物は一般廃棄物処理計画に基づき排出すること」「市のルールに則して、資源として利用可能なものは分別排出すること」「産業廃棄物や資源再生物、適正処理困難物は市の処理施設に搬入できないこと」などが書かれています。次に、一般廃棄物収集運搬許可業者に関する考え方や役割がここでは書かれています。もともと許可は、法律上の基準や、市の要件をクリアーした場合にのみに出しているものですが、市の基本計画や実施計画にも、その役割を書いております。例えば、2 つ目の一般廃棄物処理業者の指導指針の中には、「一般廃棄物処理基本計画及び同実施計画に協力するよう指導を行う」こと、「一般廃棄物処理業の許可は、原則市内で発生する事業系一般廃棄物を対象とすること」などが書かれています。3 ページ目でも、「資源化による焼却量の減量を進めるため、古紙等の資源可能なごみについては、分別排出の指導を強化します。資源再生物や不適正物の混入を防ぐため、ごみ処理施設搬入時の検査を強化する」ことが書かれています。このように、許可業者は単にお客さんから事業系一般廃棄物を収集運搬するだけではなく、市の受け入れ基準の厳格化に伴う分別指導等についても、市の清掃業務を補完する立場にあることがわかりいただけると思います。次に資料「一般廃棄物収集運搬許可業者に対する処分等に関するフロー図(案)」をご覧ください。行政指導から行政処分にいたるプロセスが上から下にかけて、根拠条文とともに書かれています。違反行為があった場合、口頭指導からはじまり、改善等勧告書の発行、そして搬入停止にいたる場合があることを御確認いただけたと思います。行政処分に関する内容になりますので、一連のプロセスの中には、弁明の機会や聴聞の機会などを明記しています。それでは、このフロー図を進めていく上で、基準を明確にすることが求められますので、こういったものを作っていくべきかを案として資料にしましたのでご説明します。1 は違反行為(案)です。フロー図の一番上になります。とっかかりになる部分ですが、現在は7つを想定しています。他市町のごみの搬入、搬入基準以外の搬入、事業系一般廃棄物搬入確認票の未提出や記入漏れ、手数料を期日まで支払わないこと、施設の運営に大きな支障を及ぼす行為をした場合、再三の指導にも関わらず必要な諸手続きをしない場合、市の許可要件に違反した場合をここでは列記しています。2 は搬入基準(例)です。実際に、市の処理施設に搬入する際に、遵守しなければならない項目となっております。施設を安定的に運営すること、ごみの減量化や資源化を推進することから設定を考えております。2 ページをご覧ください。3 は改善等勧告書の発行基準(案)です。これは、違反行為を度々繰り返す業者に対し、次のステップとして文書勧告する場合の内容です。違反項目ごとに、違反点数を付与し、その累積点数が一定点数に達したところで、適用してはどうかというものです。点数については、内容によっても重いものから、軽いものまでありますので、点数については、強弱をもたせてはどうかと考えています。3 ページをご覧ください。4 は搬入停止の基準(案)です。先ほどのフロー図をご覧くださいと、真ん中あたりになります。改善等勧告書を発行したのち、弁明の機会を設けますが、勧告書の内容に誤りが無い限り、次のステップとして搬入停止通知書を発行しようと考えております。そのときの停止期間は、違反点数の累積によって定めようと思っておりますが、その違反点数の累積は許可業者の有効期限である2年間とするのか、それとも違反点数を課した日を基準に2年間とするのかは、これについてはご議論をいただきたいと思っております。5 は事業の全部停止と許可の取消し(案)です。こちらも違反行為の累積点によっては、環境部の審議会の判断により、行政処分を行おうというものです。以上が資料の説明になります。

すが、そういったことを踏まえ、次の7点について審議をお願いします。フロー図の流れについては、これでよいか。「違反行為」の項目設定は、これでよいか。「改善等勧告書の発行基準」は違反行為の累積点とする考え方でよいか。また違反点数の付与は内容によって強弱をつける考え方でよいか。「搬入停止の基準」は違反行為の累積点と比例するかたちで、搬入停止の期間を設ける考え方でよいか。違反点数の累積有効期間は、許可の2年間と一致させるのか、それとも違反点数を付与した日を起点に2年間とするのか。有効期限をむかえた段階でリセットする考え方でよいか。許可業者の更新は、違反点数の累積状況いかんによっては、認めないところまで制度設計すべきか。行政処分としては重い、事業の全部停止や許可の取消しについても、事前に制度設計すべきか。以上です。少し長い説明になりましたので、区切って、ご意見をいただければと思います。

(会長)

たった今、事務局から資料説明と審議事項についての説明がありました。まずは、資料について、ご質問はありますか。今回提示いただいた基準は、前も出ていましたか。初めてのものはありますか。

(事務局)

初めてのものはありません。

(会長)

それでは、審議事項が7つありましたので、順に確認していきたいと思います。まず、「違反行為」の項目設定は、これでよいでしょうか。これは、参考としては事業系ごみの場合を考慮しているということによろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(会長)

ということであれば、「1の違反行為(案)」については、これによろしいかと思いますがどうでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

それでは次に、処分に関するフローについてはどうでしょうか。

(委員)

事業系ごみもこの流れで動いているのでよいでしょう。

(事務局)

フロー図(案)の上から5つ目に改善等勧告書の欄があります。この改善等勧告書の発行については現在の市条例でもありますが、この場合の発行は年間36トン以上のごみを出す業者が減量化計画を市に提出しない場合に行うもので、その時に限り市の施設に搬入できないといった規定です。従いまして、許可業者が市の施設に搬入について、この勧告書をつかってどうかするといったことにはなっておりませんので、今回条例を一部改正させていただいて、このフロー図に沿うかたちで運用したいと考えてい

るところです。

(委員)

分かりました。よいと思います。

(会長)

今の点については条例の改正をやった上で、このフロー図に合致したものにすることなのでよいですね。その次の 3 の「改善等勧告書の発行基準」についてですが、違反行為を累積点とすることで良いか、また、違反点数の付与は内容によって強弱をつけてよいかについては、いかがでしょうか。

(委員)

いいと思います。

(会長)

他の市でも、事業系ごみに関してこのように項目によって差をつけて累積点を付している事例はありますか。

(事務局)

これに近い運用をされているところは厚木市です。それ以外の市で、こうした制度をしっかりと持って、許可業者に対し縛りをかけていくというか、行政処分までもっていくところは少ないかと思います。

(会長)

新平塚方式ですね。

(委員)

すぐ平塚に右ならえになりますよ。

(事務局)

違反を見つけるのはどういう流れかといいますか、私は焼却場の担当をしていますが、収集許可業者の搬入に対して 1 台 1 台検査を毎日やっているわけではありません。週 1 回、抜き打ちで、許可業者が持ち込んだごみをピットに直接落とさせるのではなく、その前で広げて、その中身が分別に適合しているが検査し、発見することになります。そうした実際に検査を行っている担当として、「2 搬入基準に違反した場合」とありますが、正直いいますと、先ほどの検査で全く言うことのないという事例はほとんどないのが実情です。紙が 1 枚入っていても、こちらとしては分別ができていませんねとか、リサイクルしてくださいとの話をさせてもらっています。「搬入基準に違反した場合」となると、ほとんどの業者は違反点数が累積される状況です。もちろん搬入基準違反に対しては口頭指導なり、持ち帰りをさせてはいますが、なかなか次から 100%改善されるというわけではありません。従いまして、全く改善の兆しがみられないとかのような意図を踏まえた上でポイントを付与していくようなかたちにしないと、どんどん許可業者が搬入停止になってしまいます。指導していく上で、少しずつ改善してくださいともいっています。100 を超える事業者からのごみを回収している業者もいます。そこは意識を高めてやってくださいと、現場では言わせてもらっている面もあります。条例や要綱で定めてしまうと、搬入基準に違反しているのに、今回はまあいいかというようになると、決まりがあるのに行政として運用していないとなってしまいます。搬入基準については、状況の改善がみられないとか、考慮すべき点があると思います。

(会長)

それは市の中で十分相談をしていただいて、文章表現については実情にあわせていただかないといけないと思いますので、ご検討ください。その点については委員も異論はないと思います。

(全委員)

異論なし。

(会長)

次に移ります。「搬入停止の基準」です。違反行為の累積点と比例するかたちで、搬入停止の期間を設けていくことですが、この表はすでに、そういったかたちになっています。このかたちでよろしいでしょうか。これは議論というよりも、改善等勧告の発行基準は、違反点数の差をつけて付与していくという「3 改善等勧告書の発行基準(案)」のことを考えると、「4 搬入停止の基準(案)」はこのようにならざるを得ない、セットにして考えるべきことだと私はと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

事務局が決めることで、我々がどうこうというべきところではないと思います。

(会長)

その他の皆さんはいかがですか。特になければ、「3 改善等勧告書の発行基準(案)」と「4 搬入停止の基準(案)」はセットで、ご提案のあった内容のとおり進めていただければと思います。

次に、今度、違反点数の累積有効期間ですが、許可の2年間と一致させるのか、それとも違反点数を付与した日を起点に2年間とするのか。市の方としては、永久に累積点が残り続けるという考えはないのですよね。

(事務局)

はい。

(委員)

それは難しいと思います。

(会長)

いかがでしょうか。

(委員)

先ほど毎回、同じように違反というか、分別できていない業者がいるとのことですが、改善がなぜされないのか理由があるのでしょうか。

(事務局)

全く改善がされていない業者ばかりということではありません。1つも指摘する必要があるほど、分別がなされているといったところまでいっている業者がいないということです。指摘した事項については、許可業者と事業者が相談し、改善されているのがほとんどです。

(委員)

裏を返すと、許可業者ではなくて、排出事業者の判断があまいというか、協力依頼がいまいちという

か、そういった基本的なところが違っているのであって、それを許可業者が収集してもってきた結果、違反となってしまっているというのがあるでは。

(事務局)

単に事業者が出していたから持ってきたという業者や、許可業者の職員の入れ替わりもあり指導が徹底されていない業者もありますが、毎回ひどい状態の許可業者はほとんどありません。徐々に良くしてもらっています。また、許可業者には、市の補完として事業者に対し、分別等の指導をいただくということをその役割として考えておりますので、市が検査し、分別の徹底がされていないときは、許可業者から排出事業者に対し指導すること、また、市の施設に持ってこれないものは運ばませんということで、その排出事業者のところに置いてくるようお願いしています。

(委員)

資源化とごみは難しく、段ボールや紙類は油がついては困るということもあります。これまで行政は、そうした業者に対して、口頭指導をやってきましたが、それが今回こういう提案があって、点数をつけたり、停止期間が設けたりするとなれば、業者も結果的に真剣にとりくまないといけなくなります。停止ということになれば平塚の事業系ごみについては、取扱うことができず、お客を減らすことになりますから。この出発点としてはいいと思います。

(会長)

そうすると業者サイドとしては、期間については2つの提案がありますが、いかがですか。

(委員)

業者といっても100社近くあると、いろいろあります。ただ、今回点数を設けたり、指導期間や停止期間も設けるというように、行政側もきちっと対応するよということになれば、業者もごみを取りに行く排出事業者に対し、PRや説明もすることになると思います。搬入停止になってしまいますから。そういった意味で、時間がかかることかもしれませんが意義はあるのではないのでしょうか。

(会長)

わかりました。その上で市の方からは2つ提案がありましたが、どうでしょう。

(委員)

業者サイドからいうと甘い方がいい。

(会長)

そんなことはないと思いますが、2年でリセットなれば、期限に近づいた業者は適当に搬入したりすることになるのでしょうかね。市の方としては、どちらにしても、まずは点数をつけましたよということで、この2つのどちらも選択しても、効果が変わらないということであれば、委員の皆さんもお任せするという感じかと思うのですが。

(委員)

但し書きをつけるという方がいいのでは。ニュアンスとしては、リセットする場合に悪質とみなされたときはゼロには戻らないというように。そういう場合もあるということを書くと効果があるのでは。

(会長)

表現は別ですけども、今回近隣を含めてそういった例がないということであれば、点数の付け方とか、何点だったらどうなるという、試行的に実施するという事で、状況によっては変えていくということも但し書きで書いてあれば、状況を見て柔軟にできると思います。そういった但し書きをつけて市に検討いただければと思います。次に、許可業者の更新は、違反点数の累積状況いかんによっては、認めないところまで制度設計すべきでしょうかということですが、このことについてはいかがでしょうか。市としては、今回かなり前と違って、試行的にやるにあたって、その段階で許可業者の更新を違反点数の累積によって、もう更新しないということまでいこうというお考えなのですか。

(事務局)

先ほど職員からも申し上げましたが、危険物の搬入とか、他市からの搬入は全体から見ると数%です。許可の一部停止とか全部停止となるとかなりの点数を累積しないとたどりつかない予定なので、実際の運用のなかで累積の点数がために、そういったケースに陥ることはあまりないので、制度設計においてはそこまでしなくてもいいのかなとは思っています。

(会長)

試行的にやって、さっきの但し書きをつけていただいて、予想に反して点数がどんどんあがる業者がでてくれば、ここまで踏み込むということでもよろしいのではないのでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

そうすると、許可業者の更新を認めないとか、全部停止や許可の取消しは今回については運用の状況を見た上で考えるということでもよろしいでしょうか。

(委員)

許可の取消しもあり得るといふ但し書きも付けるということですね。

(会長)

そうですね。状況によってはありえるという内容です。

(委員)

そうしたら入れて置いた方がいい。歯止めにもなります。

(会長)

つまり、但し書きの中にそういった文面を入れておけばいいということですよ。更新を認めないとか、許可の取消しまで検討する場合があるということです。

(事務局)

具体的には点数を設けるということではありませんが、状況によってはそういったことも可能性としてありえるということを文面として残すということですね。

(会長)

はい。ということで、今の2つは文面に入れるということで、委員から承認をいただきました。これで不利益処分については終了となります。それでは、事務局からその他として何かありますか。

(事務局)

ありがとうございました。議題(2)(3)については、いただきましたご意見を整理した答申案を、4回目の審議会の前に皆様に送付したいと考えております。4回目の審議会は11月頃を予定したいと考えております。内容は、本日の議題(2)(3)に関する答申書の確認、それと、戸別収集や有料化に対する考え方について、意見交換をさせていただこうと考えております。日程調整につきましては、藤野会長とさせていただいた上で連絡させていただきます。以上です。

(会長)

条例の改定のスケジュールはどのような感じですか。

(事務局)

12月議会に間に合うように進めたいと思います。

(会長)

その他ありませんか。なければ、これで終了とします。お疲れ様でした。

以上